

令和元年6月27日  
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領」の一部改正について

みだしのことについて、国土交通省において、低入札価格調査に係る特別重点調査の基準見直しが行われたことから、「沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 改正内容について 「新旧対照表」(別添)のとおり
2. 施行時期 令和元年7月1日以降の入札公告を行う案件から適用
3. その他 改正後の要領  
土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班のホームページに掲載

沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（平成10年7月29日土総第895号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(失格基準価格の設定基準)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第2号に規定する建設工事においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。ただし、当該建設工事の設計金額が第2条第1号に定める額以上の場合、これを適用しない。</p> <p>2 前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)までの合計額とする。</p> <p>なお、算出に当たっては別表第1から第5に留意するものとする。</p> <p>(1) 直接工事費に<u>10分の9</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に<u>10分の8</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に<u>10分の8</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要領は、令和元年6月27日から施行し、令和元年7月1日以降に入札公告するものから適用する。</u></p>	<p>(失格基準価格の設定基準)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第2号に規定する建設工事においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。ただし、当該建設工事の設計金額が第2条第1号に定める額以上の場合、これを適用しない。</p> <p>2 前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)までの合計額とする。</p> <p>なお、算出に当たっては別表第1から第5に留意するものとする。</p> <p>(1) 直接工事費に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に<u>10分の7</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に<u>10分の7</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額</p>